

第6節 支援・協力

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	支援・協力 (民間団体等)	災害時における呉市内郵便局, 呉市間の相互協力に関する覚書	呉市内郵便局	災害特別事務の取扱及び援護, 施設の使用, 避難所・被災状況の情報提供等	平成9年7月4日
2	支援・協力 (民間団体等)	災害時における呉市内郵便局, 呉市間の情報の相互提供に関する覚書	呉市内郵便局	情報の相互提供等	平成12年11月30日
3	支援・協力 (民間団体等)	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	第一環境株式会社	電話応対, 応急給水活動の支援, 情報提供, 広報活動等	平成22年7月7日
4	支援・協力 (民間団体等)	災害時の緊急対応における応援に関する協定書	株式会社水みらい広島	資機材のレンタル及び緊急業務の協力	平成28年3月24日
5	支援・協力 (民間団体等)	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部	情報の収集・伝達, 避難支援, 給水等の救援, 物資等の搬送等	平成23年10月31日
6	支援・協力 (民間団体等)	災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書	一般社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部	情報の収集伝達	平成23年10月31日
7	支援・協力 (民間団体等)	災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書	広島文化学園大学	情報の収集・伝達, 避難支援, 給水等の救援, 避難者の介助等	平成26年1月17日
8	支援・協力 (民間団体等)	災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力株式会社呉営業所	連絡・協力体制	平成27年7月15日
9	支援・協力 (民間団体等)	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給及び利用等	平成28年2月10日
10	支援・協力 (民間団体等)	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	広島県行政書士会	行政書士法の業務, 被災者支援相談センターの開設	平成31年1月29日
11	支援・協力 (民間団体等)	大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	呉市社会福祉協議会, 海上自衛隊	大規模災害時の派遣隊員の留守家族支援(保育・介護サービス, 生活相談他)	平成29年1月27日
12	支援・協力 (民間団体等)	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部	被災車両の撤去等	平成17年9月30日

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
13	支援・協力 (民間団体等)	災害時応援協定書	呉市建設業 危機管理対 策協議会	市民への支援・救護活動、 応急・復旧対策、資機材の 提供等	平成 18 年 7 月 7 日
14	支援・協力 (民間団体等)	災害対策基本法に基 づく通信設備の利用 等に関する協定	西日本旅客 鉄道(株)	県との通信設備利用協定 に基づく市の準用	昭和 62 年 9 月 1 日
15	支援・協力 (民間団体等)	災害時における住宅 の早期復興に向けた 協力に関する協定書	独立行政法 人住宅金融 支援機構	住宅の再建等の施策や融 資等の情報交換、住宅相談 窓口の設置等	平成 27 年 3 月 31 日
16	支援・協力 (民間団体等)	災害時における緊急 対応活動及び登記相 談業務に関する基本 協定書	一般社団法 人広島県公 共嘱託登記 土地家屋調 査士協会	公共施設に係る応急復興 のための筆界点情報の収 集・復元、登記・協会関係 の相談窓口業務等	平成 23 年 3 月 24 日
17	支援・協力 (民間団体等)	災害時における無人 航空機を活用した災 害応急対策活動に關 する協定書	海生産業株 式会社	無人航空機（航空法（昭和 27年法律第231号）第 2条第22項に規定する 無人航空機をいう。）を活 用した災害応急対策活動	令和 2 年 3 月 日

（支援・協力）締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
呉郵便局	呉市西中央 2-1-1		0823-21-8803	0823-22-9763
第一環境株式会社	岡山市北区野田 3 丁目 12- 中・四国支店			
呉事務所	呉市中央 6-2-9 つばき会 館内	呉市上下水道局 お客様 サービスセンター	0823-26-1622	0823-25-8156
株式会社水みらい広島	広島市中区小町 1-25	呉事業所 宮原浄水場	082-258-1315 0823-26-1608	082-247-3200 0823-26-1651
公益社団法人隊友会広 島県隊友会呉支部	呉市幸町 6-14	隊友会呉支部事務局	0823-25-0863	
社団法人日本アマチュ ア無線連盟広島県支部	呉市広長浜 4 丁目 11-18	支部長 JR4CQW 小西和男 jr4cqw@jarl.com	0823-72-2323	
広島文化学園大学	呉市阿賀南 2 丁目 10-3	看護学部	0823-74-6000	0823-74-5722
中国電力株式会社 呉 営業所		ネットワークサービス課	0823-26-2623	0823-26-2614
株式会社ゼンリン 中 国エリア統括部	広島県広島市東区光町 1 丁 目 10-19	第一事業本部中国エリア 統括部広島営業部	082-506-0600	082-506-0614
	広島県広島市東区光町 1 丁 目 10-19	第一事業本部 中国エリ ア統括部	082-506-0603	082-506-0613
広島県行政書士会事務 局	広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ 10 階	事務局	082-249-2480	082-247-4927

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉市社会福祉施設連絡協議会	呉市中央5丁目12-21		0823-25-3509	0823-25-7543
海上自衛隊呉地方総監部	呉市幸町8-1	防衛部第3幕僚室	0823-22-5511 内線2823	0823-22-5692
社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部	広島市西区庚午北2丁目9-3		082-272-0321	082-272-0324
呉市建設業危機管理対策協議会	呉市中央4丁目1-33	会長 井本建設（株）	0823-23-2506	0823-25-1061
西日本旅客鉄道（株）広島支社呉管理駅	呉市宝町1-16	管理駅事務室	0823-32-7625	0823-24-2574
独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽1丁目4-10		082-227-1171 082-221-8653	
住宅金融支援機構中国支店	広島市中区基町8-3	営業推進グループ 総務課	082-221-8654 082-221-8694	082-227-4196 082-223-1621
社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区二葉の里1丁目2-44-301（広島県土地家屋調査士会館3F）	事務所	082-568-2424	082-568-2425
海生産業株式会社	呉市本通4丁目9-5	ドローンビジネスアカデミー	0823-43-1100	0823-25-1537

1 災害時における呉市内郵便局，呉市間の相互協力に関する覚書（呉市内郵便局）

災害時における呉市内郵便局，呉市間の相互協力に関する覚書

呉市内郵便局代表者呉郵便局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）とは、呉市内に発生した地震等による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、呉市内に災害が発生した場合は、次の各号について相互に協力を要請することができる。ただし、状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、乙及び呉市内の集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 呉市内の郵便局長が管理する施設及び用地の避難場所，物資集積場所等としての使用
- (3) 乙が所有し，又は管理する施設及び用地の使用
- (4) 郵便局又は呉市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前各号に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲乙両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか、適正な方法で算出し、協力を要請した者が負担する。

2 前項に規定する経費の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 呉市内の郵便局長は、乙が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項等に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲については呉郵便局総務課長、乙については呉市総務部総務課長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年7月4日

(甲) 吳市内郵便局 代表者
吳郵便局長 持 田 憲 一

(乙) 吳 市 長 小笠原 臣 也

2 災害時における呉市内郵便局，呉市間の情報の相互提供に関する覚書（呉市内郵便局）

災害時における呉市内郵便局，呉市間の情報の相互提供に関する覚書

呉市内郵便局代表者呉郵便局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の相互提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 呉市内郵便局は、災害発生時に電気通信事業法施行規則（昭和60年郵便症例第25号）第56条の規定により一般電話の接続が制限され、消防署等への救助要請等の連絡が困難になった場合等に市民等の要望事項等を受け付け、別紙「災害発生状況報告書」等により、呉市災害対策本部に連絡する。

2 呉市災害対策本部は、呉市内郵便局から「災害発生状況報告書」等を受け取った場合は、災害の概要により、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第2条 呉市災害対策本部は、災害情報等でいち早く市民に知らせるべきものを呉市内郵便局に連絡する。

2 呉市内郵便局は、災害情報等を受信した場合は、郵便局窓口ロビー及び局内掲示板等により、速やかに災害情報等を市民に知らせる等の措置を講じる。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年11月30日

(甲) 呉市内郵便局 代表者
呉郵便局長 濱田 秀勝

(乙) 呉市長 小笠原 臣也

3 災害時における応急措置等の協力に関する協定書（第一環境株式会社）

災害時における応急措置等の協力に関する協定書

呉市水道局を甲とし、第一環境株式会社を乙として、甲と乙は、災害時における応急措置等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その応急対策及び復旧対策に係る措置（以下「応急措置等」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合において、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民からの電話対応
- (2) 甲が行う応急給水活動の支援
- (3) 災害情報等の提供
- (4) 市民への広報活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協力できる事項

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 この協定により、乙が実施する業務に要する費用は、無償とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から何らの意思表示のない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、この協定2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月7日

甲 呉市西中央3丁目1番5号
呉市
代表者 呉市水道企業管理者
荒井和雄

乙 岡山市北区野田3丁目12番28号
第一環境株式会社 中・四国支店
支店長 渡 邊 正 巳

4 災害時の緊急対応における応援に関する協定書（株式会社水みらい広島）

災害時の緊急対応における応援に関する協定書

呉市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社水みらい広島（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）の発生により、甲が管理する施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時」という。）における、乙が甲に対して行う緊急対応に必要な重機、発電機その他の資機材（以下「資機材」という。）のレンタル及び社員等の派遣による緊急対応に必要な業務（以下「緊急業務」という。）への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における迅速かつ円滑な資機材のレンタル及び緊急業務の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時に乙に対して資機材のレンタル及び緊急業務への協力を要請することができ、乙は、この要請に対し乙の業務に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合、災害時における協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を承諾する場合、書面での旨を甲に通知するものとする。

（資機材の範囲）

第3条 甲の要請により乙が甲にレンタルする資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 重機
- (2) 発電機
- (3) 車両
- (4) その他甲が指定する資機材であつて、乙が提供可能なもの

（資機材の運搬・引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して当該資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙から提供を受けた資機材を、災害時における緊急対応のためにのみ使用し、善良なる管理者の注意をもって使用・保管しなければならない。

（緊急対応の完了）

第5条 甲は、災害時における緊急対応が完了した場合又は資機材のレンタル若しくは緊急業務の協力を受ける必要がなくなったときは、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、できる限り速やかに、当該資機材を乙に返却する。

（実施報告）

第6条 乙は、甲から受けた要請をすべて完了したときは、災害時における協力報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の決定）

第7条 資機材の提供及び返却並びに緊急業務に係る費用は、すべて甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生時直前における適正な金額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項の決定に従い、乙は、甲に請求書を送付し、甲は、乙の指定する支払先に支払うものとする。

（損害賠償・労災補償）

第8条 甲の過失により資機材に損傷を与えた場合は、甲乙協議の上、甲が賠償するものとする。

2 緊急対応において、乙の社員等が負傷、疾病に罹患又は死亡した場合は、乙が加入する保険等により補償するものとし、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

（円滑な運用）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 呉市西中央3丁目1番5号
呉市
呉市上下水道事業管理者 長原寛和

乙 広島市中区小町1番25号
株式会社水みらい広島
代表取締役社長 真鍋孝利

5 災害時における隊友会の協力に関する協定書（公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部）

災害時における隊友会の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）又は武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部若しくは国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下これらを「本部等」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部等の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施時における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) がれきの撤去及び清掃並びに防疫
- (6) 物資及び資材の運送及び配分
- (7) その他甲が必要と認める活動

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに、当該要請書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに、協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、双方が確認しておくものとする。

（協力の性格）

第5条 この協定による乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市幸町4番20号
公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部
代表者 支部長 竹中 勝義

様式第1号（第3条関係）

協力要請書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会広島隊友会呉支部長 殿

呉市長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第3条第1項の規定により、次のとおり緊急協力を要請します。

なお、作業の安全管理に十分注意し、もし二次災害のおそれがあるときは、速やかに活動を中止し、撤退してください。

要 請 者	呉市長 (担当：総務部総務課 (TEL： FAX：
協力の場所	市・郡 町
被害の状況	
協力業務の内容	
その他の 必要な事項	

呉市総務部総務課 (月 日 時 分) ⇨ (公) 隊友会広島県隊友会呉支部
(月 日 時 分)
↓
広島県隊友会呉支部 分会
(月 日 時 分)

様式第2号（第3条関係）

協力撤収要請書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会広島隊友会呉支部長 殿

呉市長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり緊急協力の撤収を要請します。

要 請 者	呉市長 (担当：総務部総務課) (TEL： FAX：)
撤収の場所	市・郡 町
撤収業務の 内 容	
その他の 必要な事項	

呉市総務部総務課 (月 日 時 分) ⇨ (公) 隊友会広島県隊友会呉支部
(月 日 時 分)
↓
広島県隊友会呉支部 分会
(月 日 時 分)

6 災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書（社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部）

災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における情報の収集伝達（非常通信）に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（性格）

第2条 前条に規定する乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 乙は、最新の構成員名簿を甲に提出するものとする。

（要請及び協力）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

(1) 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) その他甲が特に必要と認める場合

2 乙は、前項の規定による協力要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

3 第1項の規定による協力要請は、原則として別紙に定める情報連絡システムに基づき行うものとする。

4 乙は、次に掲げる情報を可能な範囲で収集し、その内容を甲に伝達するものとする。

(1) 市内の災害発生状況

(2) 避難所の状況、避難所までの経路の状況、近隣の災害発生状況等

(3) その他甲から収集の協力要請があった情報

（情報の提供）

第5条 構成員は、甲からの協力要請がない場合でも必要と思われる災害情報については、甲に提供することができる。

（連絡システム）

第6条 情報連絡システムは、別紙のとおりとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により乙が甲に協力するために要した経費については、乙の負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

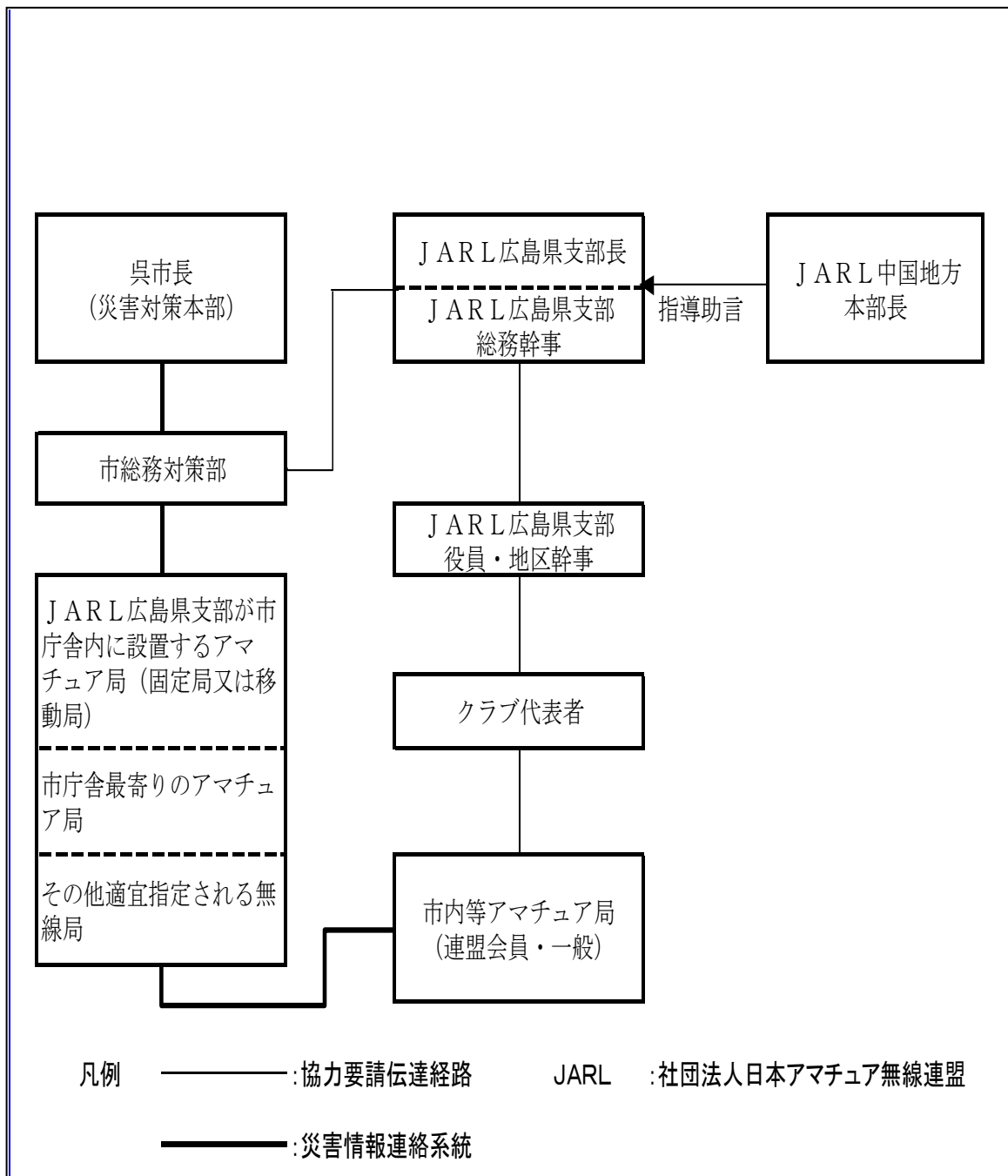
平成23年10月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号
 呉市
 代表者 呉市長 小村 和年

乙 安芸郡府中町緑ヶ丘20番6号
 社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部
 代表者 支部長 越智 良二

別紙

情報連絡系統



7 災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書（学校法人広島文化学園広島文化学園大学）

災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と学校法人広島文化学園広島文化学園大学（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施時における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) 避難者の介助及び健康相談に関する補助
- (6) その他甲が必要と認める活動

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに、協力撤回要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、双方が確認しておくものとする。

（協力の性格）

第5条 この協定による乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（平常時の活動）

第6条 甲及び乙は、災害時における乙の協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて災害時に備えるものとし、甲は乙の準備に必要な支援を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年1月17日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市阿賀南2丁目10番3号
学校法人広島文化学園
広島文化学園大学
代表者 学長 岡 隆光

8 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書（中国電力株式会社呉営業所）

災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

呉市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社呉営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における電力の円滑な供給に資するため、連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（連絡）

第2条 甲が呉市地域防災計画・水防計画に定める災害警戒体制に入った時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で、甲と乙は相互連絡体制を整える。

2 甲と乙の相互連絡は、直通電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。ただし、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

3 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めておくものとする。

4 乙は、大規模停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により次に掲げる事項について、必要の都度、甲に情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電発生原因
- (5) 停電復旧見込み
- (6) 停電復旧時刻

5 甲が警戒体制を解除した時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制を解除した時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（経費の負担）

第3条 前条の直通電話等の設置及び運用に要する費用は、甲及び乙それぞれの負担において行うものとする。

（協力）

第4条 甲は、災害時の停電に関し、乙からの次に掲げる事項に係る協力要請に応じて、協力するものとする。

- (1) 防災情報メール配信サービス等を活用した市民への周知（台風等災害発生前の広報を含む。）
- (2) まちづくりセンター等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 指定避難所へ避難した市民への乙の停電等に関する情報の周知
- (4) 市民からの停電等に関する問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携対応）

第5条 甲は、乙からの次に掲げる要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員の派遣）

第6条 大規模災害が発生し、乙が要員の派遣が必要と判断した場合に、乙は甲へ要員を派遣するものとし、その派遣先は次に掲げるとおりとする。

- (1) 甲が災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部（総務対策班）

(2) 甲が災害対策本部を設置していない場合は、危機管理課

2 派遣要員の役割は、停電状況、復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況等の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第7条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加の要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(覚書の変更)

第8条 この覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書は、甲乙いずれから、この覚書を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年7月15日

(甲) 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

(乙) 呉市西中央2丁目2番11号
中国電力株式会社呉営業所
代表者 所長 須田 芳之

9 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において乙が乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2の規定に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成の検討・推進をすることにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 呉市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 呉市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスZNET TOWNをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を要請するときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 第1項の規定による地図製品等の供給に係る対価は、甲及び乙が別途協議して決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、本協定締結後、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。この場合において、当該貸与に係る対価については無償とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理をするものとする。この場合において、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、前2条の規定により乙から供給され、又は貸与された地図製品等につき、次に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定により住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに保管に適した場所にて保管・管理をするものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、第4条第1項の規定により貸与された広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。この場合において、甲は、前項の規定により広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上各自その1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 小村 和年

乙 広島県広島市東区光町1丁目10番19号
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部
統括部長 宮岡 宏典

10 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（行政書士会）

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、呉市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- (2) 被災者支援相談センターの開設
- (3) その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないよう連絡体制を定め、連絡体制報告書（様式第2号）により互いに報告するものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年1月29日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 広島市中区中町8番18号
広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
代表者 会長 光宗 五十六

11 大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書（呉市社会福祉施設連絡協議会・海上自衛隊呉地方総監部）

大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）、呉市社会福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）及び海上自衛隊呉地方総監部（以下「丙」という。）とは、大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、丙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が被災地に派遣される際に、甲及び乙が丙に対して行う派遣隊員の留守家族支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、甲の区域内における被災状況が軽微で、かつ、行政機能が損なわれていない場合に適用する。

（支援内容）

第3条 この協定により、甲及び乙が連携して派遣隊員の留守家族に行う支援の内容は次の事項とする。

- (1) 丙の部隊内に設置する臨時の子どもの一時預かり施設及び子どもの面倒見に関する指導・助言
- (2) 緊急時に使用可能な保育施設及び保育サービスの情報提供
- (3) 派遣隊員の要支援・要介護家族に対する介護サービス等に関する助言・情報提供
- (4) 派遣隊員の留守家族の生活全般に対する相談
- (5) その他災害派遣の状況に応じ必要と思われる事項

（情報提供）

第4条 丙は、甲及び乙に対し、前条に規定する支援に必要な情報を提供するものとする。

（隊員への周知）

第5条 甲及び乙が支援を行う際には、丙に対し資料等を提供するものとし、丙は提供された資料等の内容を隊員及びその家族へ周知するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれからかこの協定の終了の申出があるまでの間、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙が署名・捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 1月27日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中央5丁目12番21号
呉市社会福祉施設連絡協議会
代表者 会長 橋本 一成

丙 呉市幸町8番1号
海上自衛隊呉地方総監部
代表者 呉地方総監 池 太郎

12 災害時における被災車両の撤去等に関する協定書（社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部長）

災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次の通り協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内で災害が発生した場合に置いて、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続きについて定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行う時は次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

- (1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）
- (2) 担当者への連絡方法
- (3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用人たる乙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用人たる乙の責任において行うものとする。

（疑義の協定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれの記名押印のうえ、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 呉市
代表者 呉市長 小笠原 臣 也

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部
広島支部 支部長 藤井 一裕

13 災害時応援協定書（呉市建設業危機管理対策協議会）

災害時応援協定書

平成18年7月7日

甲 所在地 呉市中央4丁目1番6号
 名称 呉市
 代表者 呉市長 小村 和年

乙 所在地 呉市中央4丁目1番6号
 名称 呉市建設業危機管理対策協議会
 代表者 会長 大之木 晴樹

呉市（以下「甲」という。）と呉市建設業危機管理対策協議会（以下「乙」という。）とは、共に協力し、呉市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の通り協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害時において、呉市民の生命、身体及び財産を保護する必要があると認めるときは、乙に対し、支援等を求めることができる。

2 甲の支援業務の実施要請は、文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話で要請できるものとする。

（支援業務の内容）

第2条 甲は、乙に次の各号に掲げる支援業務を要請できる。

- (1) 災害時における市民に対する支援・救護活動に関すること。
- (2) 応急対策・復旧対策に関すること。
- (3) 被災市民からの相談に関すること。
- (4) 所有資機材の貸出及び提供に関すること。

（支援業務の実施）

第3条 乙は、甲からの申請があったときは、他の業務に優先して前条の支援業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の実施状況を速やかに甲に報告するものとする。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関し必要な事項について、随時、情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき、第3条の協力に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の算出については、乙と協議の上、甲が額を設定する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

（実施日）

第7条 この協定は、平成18年7月7日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を保有する。

14 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定（西日本旅客鉄道）

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して広島県知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和62年9月1日

広島県知事 竹下 虎之助

西日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 角田 達郎

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

（目的）

第1 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき広島県知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

（通信の種類）

第2 広島県知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

（申し込み及び承認）

第3 広島県知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所長の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

- (1) 使用する事由
- (2) 通信の内容
- (3) 発信者及び受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所長の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めるときに、その使用を承認するものとする。

（取扱順位）

第5 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

（通信の利用方）

第7 広島県知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、も寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

（免責）

第8 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

（準用及びその周知）

第9 広島県内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、広島県知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

付 則

- 1 この協定は昭和62年9月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに相方いずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。その後においてもこの例による。

2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのおの記名なつ印して、各自その1通を保管する。

15 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（独立行政法人住宅金融支援機構）

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- （1）住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- （2）被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- （3）第7条に規定する連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- （4）第7条に規定する連絡窓口との連絡方法
- （5）その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

- 2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第9条 この協定は、平成27年3月31日から適用する。

- 2 呉市と住宅金融公庫中国支店との間で締結した平成16年8月31日付け「災害の予防及び住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 呉市中央四丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
代表者 理事長 宍戸 信哉

16 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務（以下「業務」という。）に関する基本協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内で災害が発生した場合において、呉市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に被災者の生活安定を図るため、乙の協力を受ける業務に関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めるもの

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元
- (2) 登記・境界関係の相談窓口業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が特に必要と認める業務

（派遣の要請）

第4条 甲は、業務に関して乙の協力が必要となったときは、乙に対し、当該業務の実施に当たる土地家屋調査士（以下「支援員」という。）の派遣を要請するものとする。

（実施方法）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに支援員の派遣計画を策定し、これを甲に提示するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣計画に基づく乙の協力を受けるときは、当該協力を受ける業務に関して乙と別途委託契約を締結するものとする。
- 3 乙は、前項の委託契約に基づいて、甲が指定する場所に支援員を派遣して業務に当たらせるものとする。

（連絡調整）

第6条 業務に係る連絡調整は、甲については呉市消防局警防課危機管理室の職員が、乙については社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会呉支所長（次項において「支所長」という。）が行う。

- 2 支所長は、災害時を想定した連絡網をあらかじめ作成し、甲に提出するものとする。

（委託料の上限）

第7条 第5条第2項の委託契約に係る委託料の額については、甲及び乙が別に定める額を超えないものとする。

（定めのない事項等の取扱い）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月24日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市東区二葉の里1丁目2番44-301号
社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表者 理事長 伊藤 宏幸

17 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と海生産業株式会社（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動（以下「災害応急対策活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 乙に対する災害応急対策活動の要請は、災害応急対策活動の要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲は、第1項の規定による要請について、当該要請の内容、日時、場所等に変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、当該要請の必要がなくなったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（要請の内容）

第3条 前条の規定により甲が乙に実施を要請する災害応急対策活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況等の把握に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (2) 被災者の捜索・救助活動に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (3) その他甲が必要とする事項

（災害応急対策活動の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、必要な人員、無人航空機及び資機材を調達し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、災害応急対策活動を実施するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（実施の報告等）

第5条 乙は、災害応急対策活動を実施した場合は、当該活動の完了後速やかに災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 乙が災害応急対策活動の実施により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が実施した災害応急対策活動に係る経費については、原則甲が負担するものとし、負担する内容等については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報共有及び訓練等）

第8条 甲及び乙は、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、訓練や研修等の実施に努めるものとする。

（情報の保護）

第9条 乙は、災害応急対策活動の実施により知り得た個人情報を、甲以外の第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（損害賠償責任）

第10条 災害応急対策活動の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものとする。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、災害応急対策活動の実施に支障のないよう、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月16日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市長 新原 芳明

乙 広島県呉市本通4丁目9番5号
海生産業株式会社
代表取締役 海生 俊史

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

海生産業株式会社
代表取締役 様

呉 市 長

災害応急対策活動の要請書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第2条に基づき、次のとおり要請します。

要請内容	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時 分) ～ (時 分)
活動場所	
現場責任	(部署) (氏名) (電話番号) (FAX番号)
備考	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

呉市長様

海生産業株式会社
代表取締役

災害応急対策活動の実施報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第5条に基づき、次のとおり報告します。

活動内容		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時 分) ～ (時 分)	
活動場所		
活動人数等	延日数	延人数
備考		

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

呉市長様

海生産業株式会社
代表取締役

連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
乙	勤務時間内			
	勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

海生産業株式会社
代表取締役様

呉市長

連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
甲	勤務時間内及び勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。